

8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。また、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実します。

(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

【対象者を特定しない施策】

- ①救急医療機関における精神症状評価と初期診療 PEEC (Psychiatric Evaluation in Emergency Care) 「長崎 PEEC コース」を企画、開催します。<全>
(長崎大学病院精神科神経科)

(2) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

【対象者を特定しない施策】

- ①救急部受診患者などの自殺未遂者に対する精神医学的治療と心理的サポートを行います。<介>
(長崎大学病院精神科神経科)

(3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

【対象者を特定しない施策】

- ①自傷行為・自殺未遂者の救急搬送時のよりスムーズな医療サービスの提供を図るため、二次救急医療機関、精神科医療機関、消防職員等に対して研修会を開催し、地域の連携体制の強化を図ります。<介>
(県南保健所)
- ②救急病院や警察などとの連携を行います。また、自殺未遂者への早期対応が可能なシステムづくりを行います。<介>
(県精神科病院協会、県医師会)

(4) 家族等の身近な支援者に対する支援

【対象者を特定しない施策】

- ①自殺未遂(企図)事案を認知した場合、保護活動や行方不明者発見活動に関する規程に基づき、警察措置を行うとともに、他機関への通報、関係機関等との連携を行います。<後>
(警察)
- ②自殺未遂者の家族等に対する対応とカウンセリングなどのサポートを行います。
<後>
(長崎大学病院精神科神経科)

(5) 学校、職場等での事後対応の促進

【児童生徒等を対象とした施策】

- ①こころの緊急支援事業（CRT）を実施します（学校内外における危機的な事件等の発生時にこころのケアを行う専門家チームを派遣し、現地の対策チームと連携し、ショックを受けた子どもへのこころの応急措置や二次被害拡大の防止）。＜後＞
(県長崎こども・女性・障害者支援センター、県障害福祉課)

(6) その他

【対象者を特定しない施策】

- ①自殺の危険を示す相談には十分な配慮をもって継続的に対応します。＜介＞
(長崎いのちの電話)